

第2回古平町議会定例会 第1号

令和元年6月20日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第32号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案
- 5 議案第27号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第2号）
- 6 議案第28号 古平町税条例等の一部を改正する条例案
- 7 議案第29号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第30号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第31号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例案
- 10 議案第33号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 11 議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
- 12 議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について
- 13 議案第36号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 14 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 15 発議第1号 庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議案
- 16 陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 17 陳情第5号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について
- 18 陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 19 陳情第7号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情
- 20 陳情第8号 「給食費の無償化」をもとめる陳情
- 21 陳情第9号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情
- 22 陳情第10号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情
- 23 陳情第11号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

- 2 4 陳情第 1 2 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- 2 5 陳情第 1 3 号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」(案)採択を求める陳情書
- 2 6 一般質問
- 2 7 議員の派遣について

○追加議事日程

- 1 意見案第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 2 意見案第 3 号 「国の責任による 3 5 人以下学級の前進」を求める意見書
- 3 意見案第 4 号 「給食費の無償化」を求める意見書
- 4 意見案第 5 号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書
- 5 意見案第 6 号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書
- 6 意見案第 7 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
- 7 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 8 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 9 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 1 0 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 1 1 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)

○出席議員 (10名)

議長 1 0 番	堀 清 君	1 番	木 村 輔 宏 君
2 番	逢 見 輝 続 君	3 番	真 貝 政 昭 君
4 番	寶 福 勝 哉 君	5 番	梅 野 史 朗 君
6 番	高 野 俊 和 君	7 番	岩 間 修 身 君
8 番	山 口 明 生 君	9 番	工 藤 澄 男 君

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君
副	町	佐	藤	昌	紀	君
教	育	石	川	忠	博	君
選挙管理委員	長	三	浦	一	志	君
総務課	長	松	尾	貴	光	君
総務課主幹		佐	藤		亘	君
町民課	長	五	十	嵐	満	美
保健福祉課	長	和	泉	康	子	君
産業課	長	細	川	正	善	君
建設水道課	長	高	野	龍	治	君
会計管理者		白	岩		豊	君
教育次長		本	間	克	昭	君
財政係主査		人	見	完	至	君

○出席事務局職員

事務局	長	三	浦	史	洋	君
議事係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時51分

- 議会事務局長（三浦史洋君）** 本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。
ただいま議員10名全員が出席されております。
説明員は、町長以下12名の出席でございます。
以上です。

◎開会の宣告

- 議長（堀 清君）** ただいま出席議員は10名全員でございます。
定数に達しております。
よって、会議は成立します。
ただいまから令和元年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（堀 清君）** 直ちに会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番、真貝議員並びに4番、寶福議員のご兩名を指名します。

◎議会運営委員長報告

- 議長（堀 清君）** ここで、去る6月17日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男さん、報告願います。

- 議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る6月17日に開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月20日から6月21日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

本定例会では、全議員で構成する庁舎等建設調査特別委員会の設置を議員発議とすることといたします。

また、10件上がっておりました陳情でございますが、陳情第5号及び7号、10号、そして13号につきましては、いずれも本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。陳情第4号、6号、11号、12号につきましては、所管の総務文教委員会に付託するものといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件につき3回までとします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、今後ともよろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月20日から6月21日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月20日から6月21日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成30年度3月分、31年4月分、令和元年5月分、平成31年度4月分、令和元年度5月分の例月出納検査結果、平成31年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会議決結果、平成31年後志教育研修センター組合議会第1回定例会議決結果、令和元年後志広域連合議会第1回臨時会議決結果の4件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 令和元年第2回古平町議会定例会の開会に当たり、第1回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について報告いたします。

まず最初に、導水管の復旧についてでございますが、平成31年3月19日から9日間に及ぶ町内全域の断水では、町民の皆様にご不便、ご迷惑をおかけしたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。3月27日には、川から直接ポンプにより取水する応急処置を行い、町内全域の断水を解消、町民の皆様にご協力をお願いし、何とか水量を確保することができました。応急処置による断水解消後、本格的な復旧に向け、空気弁の取り付けなどによる空気抜き作業や原因把握のためカメラにより調査した結果、導水管内の一部の箇所には石が詰まっていることが判明いたしました。このため、石が詰まっている排泥弁、ナンバー5の排泥弁ですが、この周辺をカメラにより調査した結果、導水管をふさいでいる碎石など相当量の堆積物を確認したところでございます。5月17日から当該石詰まり箇所を迂回する、いわゆるバイパス工事を施工し、5月28日に完成、試験取水を開始いたしました。5月30日に試験取水に問題がないこと、導水管からの水量が回復したことを確認し、導水管が復旧したところでございます。専門家の分析によりますと、今回の断水は、1つとして図面や台帳にない老朽化した排泥弁が損傷し、漏水が発生したこと、2つ目として漏水の発生により沈砂池の水位が低下し、導水管内に空気が混入したこと、3つ目として導水管内の原因

不明な石詰まりによる送水能力低下が発生したこと、以上3つの要因によるものと考えられ、老朽化が原因との判断は出ておりません。今後導水管に附帯した設備の修繕や管理の徹底、中長期的な視点で導水管のあり方を検討するため、資料の収集、図面作成を優先的に進め、簡易水道会計の経営状況や財政基盤を分析し、多大な事業費を要する設備更新の可否などの検討に取り組んでいきたいと考えております。

次に、町立診療所（海のまちクリニック）についてでございますが、平成31年3月31日をもちまして医療法人恵尚会の指定管理を取り消し、4月2日から社会福祉法人北海道社会事業協会（協会病院）の協力を得て、地域のかかりつけ医として1次医療の提供を目的に直営で運営開始いたしました。運営開始当初は、火曜日、金曜日の午前と第2土曜日の午前という限定的な診療再開となりましたが、現在は火曜日の診療時間を延長し、また木曜日の午後診療を追加したところでございます。4月、5月の診療日数は20日で、延べ739人が受診、1日当たり平均37人の受診となっております。診療に当たっている医師9名は、それぞれの分野の専門医ということもあり、自分の病状に合った医師を選んで診察を受けている方が多く見られております。また、重篤な病気を早期に発見し、2次医療への引き継ぎもスムーズに行われたケースもあると報告を受けております。調剤につきましては、調剤薬局の閉鎖により院内調剤としております。診療再開時には、仕入れが間に合わなかったことなどの理由から、薬の提供に時間を要しておりましたが、在庫も安定的に確保できたことや体制の見直し、改善などにより提供時間の短縮が図られております。現在運営開始から2カ月が経過したところであり、詳細な分析ができるような状況ではありませんが、引き続き協会病院や関係機関と協議を行いながら、町民ニーズの把握に努め、社会的な医師不足や看護師などの医療人材不足により極めて困難な状況ではございますが、本町の実情に合った安定的な1次医療の提供やこれまで以上に充実した1次医療への円滑な引き継ぎ体制の構築に向け、最大限の力で当たってまいります。

次に、消費税率の引き上げに伴う使用料等の対応についてでございます。令和元年10月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴いまして、公共料金の見直し検討委員会を庁内に設置し、収支状況の確認、利用料金の推計、料金改定パターンの検討を進めてまいりました。平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた当時は、1年半後の平成27年10月に10%への引き上げが予定されていたことから、増税相当額分の転嫁を見送り、10%の引き上げ時に転嫁する予定としていたところでございます。検討の結果、家族旅行村、ふるびら温泉しおかぜ、あいらんど広場パークゴルフ場及び上下水道料金の改定を行うこととし、一部改正条例案を本定例会で提出しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。なお、使用料及び手数料につきましては、今年度中に見直しに関する基本方針を策定し、これまでの算定基礎となっていた類似施設に合わせたですとか、近隣町村に合わせたなどといった算定根拠から、原価算定方式、いわゆるフルコストによる明確な料金算定基準により、負担の公平性や適正な負担などを適切に考慮した使用料及び手数料の見直しを進めてまいります。

次に、中心拠点誘導複合施設等についてでございますが、中心拠点誘導複合施設建設基本設計、ふるびら150年広場及び恵比須小路線改良基本設計などにつきましては、令和元年6月30日の業務完

了を目指し、現在最終段階の作業を進めております。基本設計がまとまり次第、町広報などにより町民の皆様と情報の共有や意見聴取を行いながら実施設計作業を進めてまいります。また、経済産業省が所管するエネルギー構造高度化事業補助金の交付決定を受けまして、地中熱の導入可能性調査、地中熱等利用システム開発、エネルギービジョン策定などの補正予算を提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域公共交通網の形成計画についてでございますが、町民の皆様にとりまして利便性の高い交通体系を構築するため、平成31年4月11日に交通事業者や関係機関、公共交通の利用者などを構成員とする地域公共交通活性化協議会を設置し、持続的な公共交通のあり方などの検討を開始いたしました。今後は、実証運行計画の策定や地域公共交通網形成計画策定に向け協議を進めてまいります。

次に、火葬場建設事業についてですが、当件につきましては5月9日の臨時議会において契約締結議案の議決をいただき、同日付で本契約を締結いたしました。また、新しい火葬設備でございますが、国内大手2社のうち火葬炉本体の形状及びシステム等において1社の優位性を認め、株式会社宮本工業所と随意契約を締結いたしました。建設工事期間は令和2年3月までとしており、現施設の取り壊し及び外構工事についてはその後となることから、しばらくの間、施設周辺に大型の工事車両が出入りするなど、火葬場ご利用の際には町民の皆様にご不便をおかけすることもあるかと思っておりますが、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、保健予防対策についてですが、これまでの風疹対策は先天性風疹症候群を予防する観点から乳幼児及び妊娠を希望する女性を中心に行ってまいりましたが、2018年7月以降、特に関東地方において起きた風疹大流行を受けて、その患者の中心である30代から50代の男性を対象に、本年度から3年間、時限措置風疹に関する追加的対策として定期接種を実施することとなり、補正予算を提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

最後に、ふるさと納税についてでございます。平成30年度の結果ですが、寄附件数1万3,886件、対前年比37.8%、寄附額1億7,401万円、対前年比38.8%と激減したところであります。過去に出されました総務大臣通知に従い、返礼品を一昨年から大きく見直したことなどが主な原因であると考えております。6月から新しいふるさと納税制度へ移行したところであり、返礼品を寄附額の3割以下の地場産品とする基準を満たした場合のみ対象となる事実上の認可制となったところであります。本町も令和2年9月30日までの指定を総務大臣から受けたところであり、今後も地域活性化に取り組む自治体を応援するための仕組みであることを念頭に適切に対応したいと考えております。なお、5月31日から本町へふるさと納税をすることができるポータルサイトをこれまでの1社から2社へふやし、寄附者の利便性を向上するとともに、特産品をより広く全国にPRできる体制を整えたところであります。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては資料1に、各種工事・委託業務の発注状況につきましては資料2に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議いたします案件は、補正予算案1件、条例改正案5件、規約の変更案件

3件、過疎計画の変更案件1件、報告1件の合計11件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（石川忠博君） 令和元年第2回古平町議会定例会の開会に当たりまして、第1回定例会以降の主な事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、全国学力・学習状況調査についてでございます。4月18日に全国一斉に小学校6年生、中学校3年生を対象としまして、国語、算数・数学に加えて今年度から中学校で英語の調査が行われ、小学校では15名全員、中学校では12名全員が調査を受けております。教科に関する調査では、昨年度までは知識に関するA問題と活用に関するB問題が実施されておりましたが、今年度からは知識と活用を一体的に問う問題となっております。調査結果につきましては、7月末ごろに文部科学省から都道府県別に公表され、この公表を受けて北海道教育委員会から14管内別に平均正答率や学習状況調査結果が公表されると伺っており、本町におきましては2月20日開催の教育委員会において決定されました平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施方針に基づきまして、調査結果の公表などを行ってまいります。各学校におきましては、自己採点結果を授業改善等に活用すべく取り組んでおり、調査結果が子供たちの学力向上につながるよう指導、助言に努めてまいります。

次に、第4地区教科書採択についてでございます。小中学校の教科書は、原則として4年ごとに採択がえを行うこととなっており、本町の教科書は後志管内の町村で構成されます第4地区教科書採択教育委員会協議会で採択されます。5月22日に第1回の協議会が開催され、役員の変更、今後の日程確認等が行われ、今後担当教職員で構成されます調査委員会のご意見を伺いながら、8月上旬を目途に採択される予定となっております。今年度は、本町を含む北後志地区が事務局を担当しておりますので、教科書採択が円滑かつ公正に行われますよう取り組んでまいります。なお、多くの方に教科書に触れていただくために、6月14日から28日まで、文化会館の1階ロビーで教科書展示会を行っておりますので、議員の皆様にもご高覧いただきますようお願いいたします。

次に、海洋教育についてでございます。道教委は、本年4月から3年間、海洋教育に関する実践研究を日本海、太平洋、オホーツク海の3地域で行うこととなり、日本海のモデル地域に本町が選定されたところでございます。実践校に指定されました小学校及び中学校では、海と地域産業のかかわりなどの海洋教育について、体験的、探究的な学習プログラムの開発を進め、ふるさとを愛し、主体的に地域社会にかかわる人材の育成に取り組むこととなりました。教育委員会といたしましても、道教委と連携して必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールについてでございます。令和2年度の導入に向けた第1回古平町コミュニティ・スクール準備委員会を6月10日に文化会館で開催し、学校関係者、PTA関係者など6名の委員に参加いただき、進捗状況の確認、今年度の流れを確認し、組織体制について検討していただきました。今後も計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、社会教育についてでございます。青少年教育及び高齢者教育の一環としまして、今年度

も少年少女わんぱく王国、たけなわ学級を5月から開講し、それぞれ年10回開催いたします。第1回目のわんぱく王国では、ふるさと学習などを目的としまして丸山登山を行い19名の児童が参加しております。また、小学生の学習習慣の定着と基礎学力向上を目的に、放課後ふるびら塾を5月から毎週木曜日に開催しており、小学校の学習活動と連携して基礎学力の向上につなげていきたいと考えております。

以上申し上げ、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況、事業概要につきましては資料1に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第32号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第32号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第32号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案は、29ページ目でございます。本件は、社会福祉法人古平町社会福祉協議会へ指定管理及び業務委託を行っているもののうち、消費税の課税対象であるにもかかわらず未申告となっていた業務について適切な事務処理を怠ったため、本来支払う必要のない延滞金及び無申告加算税を発生させ、町に損害を与えた行為に対する懲戒処分でございます。

処分の内容は、副町長の令和元年7月分及び8月分の給与を副町長の給与月額に100分の20を乗じて得た額を減額するものでございます。

これまでの経過及び町の対応について説明をさせていただきますので、本日配付させていただきました議案第32号説明資料、社会福祉法人古平町社会福祉協議会消費税未申告に係る調査報告書によって経過の説明をさせていただきたいと思っております。

報告書のほうをごらんください。経過といたしまして、現在町では社会福祉協議会へ指定管理及び業務委託ということで5つのこの表に記載されている業務を委託しているところでございます。

(2)に移りまして、この業務に対する消費税の考え方としては、四角の中に囲ってあります介護保険サービスの提供及び社会福祉事業等によるサービスの提供に該当するものとして、消費税の非課税取引に該当し、非課税となると解釈をしていた。

②、社会福祉法人が地方公共団体から当該地方公共団体が設置した社会福祉施設の経営を委託された場合、その社会福祉施設の経営は非課税となる。これは、消費税基本通達の6の7の9というものに書いてあるのですが、これを運用いたしまして5つの業務全てにおいて非課税という考え方で進んでまいりました。

(3)に移りまして、なぜこのように考えていたものに対して考え方が変わったかといいますと、平成31年度、今年度の予算編成において、新規事業の生活支援体制整備事業の一部である生活支援コーディネーター配置・活動を町が社会福祉協議会へ委託するに当たり、社協において先進事例を調査した結果、国または地方公共団体から受けた委託事業は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸し付け並びに役務の提供に該当し、受託事業収入となり消費税の課税対象となる可能性が判明いたしました。この事実が判明したことによりまして、これまで指定管理及び業務委託をしていた事業についても同様ではないかという疑義が発生いたしましたので、次のページに移っていただきまして、消費税の取り扱いに対する調査を実施いたしました。

消費税の取り扱いに疑義が生じたので、過去5年間の部分について指定していた5事業について、社協の経理を担当している会計事務所に調査を依頼するよう指示をいたしました。調査の結果、表にまとめておりでございます。地域福祉センターの管理運営の指定管理業務については受託事業収入に該当し、課税の対象となります。③の高齢者生活支援ハウスの運營業務委託についても受託事業収入に該当し、課税対象となります。それと、一番下の介護予防生活支援業務委託、これにつきましても受託事業収入に該当し、課税対象となるということが判明いたしました。

次の(5)、ここが今回の処分に至る最大の要因なのでございますが、同様の指摘を平成27年度の予算編成において会計事務所から指摘をされていたという事実が判明いたしました。このときも同様の指摘を受けております。会計事務所から第2種社会福祉事業に該当しないのではないかとか、通達に高齢者生活福祉センターは該当する事業ではないよというような形の説明を受けておりました。ヒアリングの中では、中段にありますとおり不明瞭なことが多く検討できるだけの材料がないため、税務署の判断を仰ぐ前に周辺自治体の社協ですとか、そういうものの分析が必要ですよということでもって保留となっております。

一応このような対応をとっていたところでございます。次の(6)番に移りまして、結果的に過年度分の消費税の申告をしなければならなくなりました。社会福祉協議会が平成25年度から29年度分として申告納付した消費税額は664万8,600円、延滞税45万5,700円、無申告加算税33万1,000円となりました。申告納付期限内の平成30年度分の消費税は166万2,100円となったところでございます。

年度別の内訳については、次のページ、3ページに書いてありますとおりの表となっております。

町の対応といたしまして、まず1つ目、社会福祉協議会が申告納付した消費税、過年度分と平成30年度分なのですが、これの分につきましても後ほど補正予算を提案させていただきますが、社協の運営費補助金という形で支出をしたいと考えております。

令和元年度分の消費税につきましても、今年度契約している指定管理料及び業務委託料については消費税を社協に支払うとともに、税負担軽減のため簡易課税を選択してくださいというふうなお願いをしております。

最後3番目、職員の懲戒処分、今回の事案は平成27年度予算編成において協議の結果、不明瞭なことが多く、検討できるだけの材料がないため、税務署の判断を仰ぐ前に事業内容の分析や精査が必要として保留としていた事項について、適切な事務処理を怠ったため、本来支払う必要のない延滞税及び無申告加算税を発生させ町に損害を与えた。このような行為は、法令等に従う義務を規定

する地方公務員法第32条に違反をする。よって、当時の担当課長である副町長に地方自治法施行規程第15条により準用する同規程第12条第1項第1号の規定により減給20% 2カ月の懲戒処分を行うと。また、当時の担当係長である保健福祉課の主査については、同じく地方公務員法第29条第1項第2号の規定により戒告とする予定であります。

以上がこれの経過でございます。

なお、特別職職員懲戒審査委員会につきましては令和元年6月11日に開催し、議決を経ておることを申し添えます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の2ページ目と、それから3ページ目になりますけれども、この説明資料を見ますと、今回の件で指定管理をされた時点から消費税の納付義務が生じたというふうに考えられています。確認なのですが、そうであれば社協に指定管理者として依頼するようになった年度がいつからだったか確認したいということと、それがスタート時点になるとしますと、業務名①から⑤の中で課税対象となる3項目の部分が発生したということになると思いますが、そのおりの理解でよろしいかどうか伺います。

それと、年度別の消費税額と延滞税、無申告加算税、申告書の作成料と、5年間にわたって記載されておりますけれども、税の申告の5年間という規定に基づいて平成25年度からというふうになっているものと理解するのですが、その理解でよろしいかどうか。実際にこれ以前の年度から指定管理業務が行われているとすると、過去の部分についての消費税額についてなのですが、それについての精査はお済みになっているのかどうか、まずこの点を伺います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今の5事業の開始年度なのですが、まず地域福祉センターについてはいつからということの資料、手持ちがございません。デイサービスにつきましては平成12年から、支援ハウスについては平成17年ということでございますが、この中に1つ申告の課税売上高が平成17年より3,000万だったところが1,000万に下がったということも一つの要因なのですが、それ以前は支援ハウスの委託料等々を含めても3,000万以下でした。なので、今回事態が発覚して5年間さかのぼるということで今回25年からの数字を申告したということでここに載せてあります。

それと、過去に、では消費税がどれくらいかかったかというのは概算では出していますが、今正確な数字ではないので、ここで数字を申し上げるのは控えさせていただきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 指定管理者制度が社協を指定管理者として決定する以前から課税対象となる業務は社協において行われていたという理解でよろしいですね。当然消費税納付の対象になるという、そういう理解でよろしいのかどうか、その点の確認です。

それから、過去5年間、以前の件については私のほうの理解でまだ精査中ということだというふうに理解しております。

それと、平成27年度に会計事務所のほうから消費税納付の義務があるという、そういう指摘を受けたという説明なのですけれども、これ以前に会計事務所のほうから指摘されたことがなかったという、そういうことなのでしょう。平成27年度が初めての指摘だったのでしょうか。仮に平成27年度に指摘されて、その時点で確認作業をして、そしてきちんとしていけば、これ以前の5カ年間についてのこのような延滞税、無申告加算税が発生すると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 私、調査報告書をまとめて取りまとめましたので、私のほうから消費税そもそもの制度の議論もあるかと思しますので、回答させていただきたいと思します。

何で過去5年間分さかのぼるのか。5年分しか法律によってさかのぼることができませんので、5年分だけ支払って、それから以前の分については国のほうで幾ら未申告であっても取ることでできませんので、今精査中とかというおかしな答弁がございましたが、それは誤った答弁でございます。5年分支払うという形になります。

消費税、いつから課税客体になるのだという議論でございますが、そもそも消費税の課税する基準というのは、平成17年より前については3,000万円でした。免税点が3,000万円以下の売り上げについては消費税はかからないという制度でございましたので、そもそも17年度から前については3,000万以上の契約を社協としているという事実がございませんので、まずもってその段階では消費税はかかる団体、契約ではなかったと、平成17年度から前の業務については。平成17年から1,000万を超えた契約の部分、過去からの契約金額さかのぼっていませんので、いつから1,000万を超えたのかというデータは私は持っていないのですが、1,000万を超えた段階からこの5つの業務のうち3業務については消費税の課税客体となったものであろうというふうに考えております。

27年度のうちに速やかに対処した場合と今回の場合と影響が違うのかという質問なのですが、消費税率、ご存じのとおり平成27年度にやっておけば5%の消費税率でした。今回計算した税率については8%の税率でございます。その税率が高い分、延滞金ですとか無申告加算税というのは支払った税額に対してかかるものでございますから、その分放置していたことによって町の損失といえますか、負担しなければならぬ金額はふえたというふうに理解をしております。

それとあわせて、27年度のときに初めての指摘なのかというご指摘でございますが、いろいろ調べておりますが、平成27年度って何のタイミングなのかといいますと、税率が5から8に上がるタイミングでございます。そのタイミングのときに、きっと何らかの社協の担当している会計事務所が精査をしたのだらうというふうに私どもは認識しているのですが、初めての指摘を受けております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の3ページの中段あたりに税負担軽減のため社協において簡易課税制度の選択を指示したというくだりがあります。この内容について説明してください。

○総務課長（松尾貴光君） 消費税の計算につきましては、支払い消費税ともらった消費税と差引き納めるという形になるのですが、社協に今回業務委託の中の範囲で契約しているものというのは、ほぼほぼ人件費が占めております。ですので、仕入れに消費税かかりませんよね。ですので、簡易課税を選択したほうが一定程度の経費率を見ていただけるという判断から簡易課税を選択した

ほうが有利ではないかと、会計士、税理士からのアドバイスもありますので、このようにお願い、指摘をしたところでございます。

○1番（木村輔宏君） 全般的な話になるのですけれども、平成27年度の指摘を受けたというものについて、今でいけば副町長ということになると思うのですけれども、そのときの指摘を受けた人というのはそのときの課長さんなのか、それとも社会福祉協議会も一緒に入っていることなのか。今回でいくと、何か課長さんがその責任者だということになってはいますよね。全体的に受けたのか、その指摘をしたのが課長に対して指摘をしたのかということを確認したいのです。

○総務課長（松尾貴光君） 予算の編成時のヒアリングでございますので、副町長ヒアリングのときにこのような議題が提案されているふうに記録が残っておりますので、当時の副町長がこのような指示をして事態はわかっているかと思いますが、もう当時の副町長は退任しておりますので、今現在残っている当時の担当課長に対して処分を行うものでございます。

○1番（木村輔宏君） そうでなくて、その指摘を受けたのが当時の課長なのか副町長なのかというお話を今聞いている。社会福祉協議会の方々にはそういう指摘をしなかったということですか。

○総務課長（松尾貴光君） 会計事務所から指摘を受けた社会福祉協議会が町の予算編成時に副町長及び当時の担当課長であります副町長と当時の担当係長と説明を受けたといたしますか、予算の査定ですので、当時の担当課長と担当係長は社協寄りの立場になってお話を聞いて予算の編成時のヒアリングを受けたという形だと思います。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第27号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第27号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第27号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページ目をお開きください。本件は、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,557万3,000円を追加し、総額を36億1,920万4,000円とするものでござい

ます。

次のページごらんください。2ページ目、4ページ目、第1表、補正の款項の区分、金額を取りまとめた表となっております。

次のページごらんください。第2表、2条に規定しております地方債の補正といたしまして、地方債の金額、限度額をまとめた表となっております。

以上が議決事項となっております。

それでは、補正の内容の概略について説明をさせていただきますので、別冊の議案第27号説明資料、令和元年度古平町一般会計補正予算（第2号）説明書をごらんください。歳出から説明いたしますので、5ページ目、6ページ目をごらんください。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算4億1,333万8,000円に2,868万7,000円を追加し、4億4,202万5,000円とするものでございます。内容は、中心拠点誘導複合施設実施設計業務委託料に開発行為許可申請、防災等の実施設計委託料を追加するもの。エネルギー構造高度化事業費補助金の交付決定により、地中熱等導入可能性調査業務委託料を皆減し、エネルギー構造高度化事業調査業務委託料を追加、地中熱の導入可能性調査、地中熱利用システムの開発エネルギービジョンの策定を行うものでございます。職員研修費については、北海道市町村振興協会が主催する外国派遣研修に職員を派遣したく研修旅費を追加しているものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算7億1,053万9,000円に3,626万5,000円を追加し、7億4,680万4,000円とするものでございます。内容は、先ほど説明いたしました社会福祉協議会への消費税未申告に係る運営費補助金、消費税10%引き上げによる低所得世帯、子育て世帯の影響緩和のため実施されるプレミアムつき商品券発行事業に関する追加の経費でございます。

次のページに移りまして、同じく3款民生費、2項児童福祉費、既定の予算6,675万9,000円に700万7,000円を追加し、7,376万6,000円とするものでございます。内容は、令和元年10月からの保育料無償化に伴うシステム改修費及び広域入所している者が1名から2名にふえたことによる委託料の追加でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算3億2,229万7,000円に102万2,000円を追加し、3億2,331万9,000円とするものでございます。これについては、緊急風疹抗体検査業務の増でございます。

7款土木費、5項住宅費、既定の予算4,619万9,000円に450万を追加し、5,069万9,000円とするものでございます。これにつきましては、4月18日に発生した火災により全焼した旭団地の除却工事費でございます。

8款消防費、1項消防費、既定の予算1億7,434万6,000円に648万8,000円を追加し、1億8,083万4,000円とするものでございます。これにつきましては、5月1日付で採用した北後志消防組合古平支署職員の人件費に係る負担金の増額、それと歳入で説明いたしますが、北海道市町村振興協会が設立40周年ということで交付金を定額で配付していただけることから、防災車両ということでトラックを購入する費用でございます。

9款教育費、1項総務管理費、財源更正でございます。

3項中学校費、既定の予算2,052万1,000円に160万4,000円を追加し、2,212万5,000円となります。

これにつきましては、中学校の体育館のボイラー配管の修繕及び体育館の音響施設の老朽更新による追加でございます。

6項保健体育費については、財源更正でございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、1ページ目、2ページ目に戻って説明させていただきます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算8,686万6,000円に3,328万9,000円を追加し、1億2,015万5,000円とするものでございます。これにつきましては、エネルギー構造高度化事業費補助金が採択されたことによる二酸化炭素排出対策事業費補助金の皆減、保育料無償化に係るシステム改修に当たる子ども・子育て支援事業費補助金の追加、プレミアム商品券事業費補助金の追加、緊急風疹抗体検査の補助金の追加となっております。

繰入金につきましては、基金繰入金、コミュニティセンターと役場庁舎の繰入金につきましては、中心拠点誘導複合施設建設事業に充当するものでございます。ふるさと応援基金の繰入金につきましては、先ほど歳出で財源更正いたしました公設スポーツクラブ運営事業を過疎のソフト分からふるさと応援基金に財源更正、高校生徒遠距離通学費支援事業をふるさと応援基金から過疎のソフト分に変更するものでございます。

次のページに移りまして、雑入、19款4項雑入、既定の予算4,119万7,000円に1,535万9,000円を追加し、5,655万6,000円とするものでございます。先ほど歳出でも触れました市町村振興協会から来る市町村防災・減災対策事業推進交付金とプレミアム商品券の売り上げの収入をここで見込んでおります。

最後に町債でございますが、総務債のところでございますが、これにつきましては中心拠点誘導複合施設建設事業費に充当する起債、教育債につきましては先ほどの基金と過疎ソフト分のやりくりの財源更正に伴う補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 1ページの民生費の補助金について、少し詳しくお聞きしたいと思います。

これは、新しい国の制度だと思いますけれども、今子育て支援とか非課税の人とか対象者はいろいろあると思うのですけれども、この対象者の枠とといいますか、この辺の詳細と、例えば該当する世帯においてはどのように周知をするのか。申し込み制度にするのか、該当する者には町のほうから自動的に出すようにするのか、そのようなことについて詳細を少しお聞きしたいと思いますけれども、お願いいたします。

○町民課長（五十嵐満美君） 児童福祉費補助金のうち子ども・子育て支援事業費補助金のことなのですが、今回の補正に関しましてはシステム改修費の分を計上しているだけでございます。事業の内容としましては、10月からの幼保無償化に関するもので、対象者等に関しては今のところまだ調べておりません。10月からの対応になります。これからシステム改修費を計上して、システムを改修してから細かく詰めていくところでございます。

○6番（高野俊和君） この補助金自体は、今年度国から幾らかでも補助されるという、そういう

制度のものではないのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 今回の補助金に関しては、先ほど言ったようにシステム改修分が制度が変わることによって現在使っている保育料ですとか入退所の関係ですとかをシステムに入れているのですけれども、それが幼保無償化によってシステムの内容が改修されることとなります。その改修をするための金額をそのまま丸々100%補助になりますが、国から補助される形となっております。その補助金、今回についてはシステム改修費の補助金でございます。

○6番（高野俊和君） わかりました。ということは、これは今回そういうことがあるための補助金で、来年度からも続くという制度ではないということですね。

○3番（真貝政昭君） 1点、令和元年一般会計補正予算（第2号）は、お示しのとおり1ページ、2ページ、3ページ、4ページまでとなっているのですけれども、補正予算説明書は従来であればこれも補正予算の議案としてくっついて一つの案件として議決の対象となるはずなのですけれども、この意味合いはどういうことなのか。説明資料を議決の対象にならないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。これがまず第1点です。

説明書の6ページになりますけれども、複合施設の実施設計業務委託料が1億1,200万何がしとふえています。今までの説明では、設計施工監理、そして施工という形で、設計と監理で約1億、それから工事費は21億という説明でした。基本設計がまだできていないという状況の中で、設計監理がこのように膨らんでいるということは、工事費の膨らみも当然考えられるのです。基本設計、実施設計、施工に関する監理、一体幾らぐらいを予定しているのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 予算の説明書、予算の出し方、提案の仕方についての質問にまず1点目、お答えいたします。

予算議決事項、地方自治法に基づく議決事項と地方自治法施行規則に定められております予算説明書を今回から別冊にさせていただいたところでございます。

実施設計の予算額がなぜ増額したかということですが、当初見込んでおりませんでした開発行為が必要になったということでの追加と、当初見込んでいない別途としていた部分の非常用発電機の部分の実施設計をプロポーザルの範囲から追加をして実施設計を行いたいということでこの金額を追加しております。

（何事か言う者あり）

○総務課長（松尾貴光君） 現在基本設計中で額が固まっておりますので、お答えすることはできかねます。

○3番（真貝政昭君） 委託料の3段目にありますエネルギー構造高度化事業調査業務委託料が2,800万皆増となっております。これが実際どのようなことを目的にして国から補助金をもらったのですか。これをやることによって、どのような影響が出るのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） エネルギー構造調査の事業の内容につきましては、町長の行政報告にもありましてとおり、地中熱の導入可能性調査、地中熱等の利用システムの開発、エネルギービジョンの策定という業務の内容を入れております。地中熱を利用したシステムにつきましては、中心拠点誘導複合施設で計画をしていたものでございますので、その財源を確保するため経済産業省に

補助の申請をしたところ、今回採択の決定を受けましたので、このような形で提案するものでございます。

○3番（真貝政昭君） ニセコの庁舎も倶知安の庁舎も地中熱の導入を諦めていますね。今回の補正を見ますと、国も威信をかけて古平の複合庁舎のヒートポンプのあれにかけているという、そういう意気込みを感じるのですが、失敗は許されないというふうに国も見ているのではないですか。

○総務課長（松尾貴光君） 地中熱のヒートポンプシステムについては、現在建設中の旭川市役所の庁舎でも採択されておりますし、美幌町の庁舎においても採用をされている技術でございます。断念された町村がどのような理由で断念されたかまでについては私ども把握しておりませんが、そのような現在採用されている技術でございますので、そんな難しい技術ですとか、そういうふうな認識は持っておりません。

○8番（山口明生君） 2点ほど聞きたいのですが、まず1点目、6ページ、プレミアム商品券事業費の中の13節委託料、商品券引きかえ業務委託料というふうにあって1,837万5,000円というふうになっているのですが、これ具体的にどういった業務をやってこの委託料がかかっているのかというのを単純にお聞きしたいのですが、お願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） プレミアム商品券の商品券引きかえ業務委託料1,837万5,000円ですが、換金業務を委託することを考えております。現在のところ、具体的に詰めてはいませんが、商工会さんとこれから詰めていく予定で委託をする予定で計上しております。

○8番（山口明生君） 要するにプレミアム商品券として出回ったものを回収して、それをお金に戻すというような形の作業をするという認識でよろしいですか。

次のページ、8ページの中ごろの住宅管理費のところなのですが、工事請負費で旭団地の全焼棟除却工事請負費というのが450万ほどあるのですが、これは町営住宅だということで町がこの工事費を丸々負担するという認識でよろしいのでしょうか、それをお聞きしたいです。

○建設水道課長（高野龍治君） 町の財産なので、町がこの事業を執行するということです。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○議長（堀 清君） 再開します。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 中心拠点複合施設の設計業務、監理業務、それから工事費、いまだに明示されておりません。資金計画も示されておりません。この大事業をこのような内容で進めること自体反対です。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、賛成の討論を行います。賛成の討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第27号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前11時05分
再開 午前11時14分

○議長（堀 清君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第28号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第28号 古平町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第28号 古平町税条例等の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本町の税条例に改正の必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料1ページをお開きください。町税条例等一部改正の要旨説明でございますが、まず1点目、改正の要旨です。平成31年度税制改正を踏まえ、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月27日に成立、3月29日公布されたことに伴いまして、町税条例等及び都市計画税条例に所要の改正をするものでございます。

2点目としまして、改正の主要点でございます。（1）としまして、住民税における寄附金控除の改正となります。いわゆるふるさと納税に関する改正部分でございます。返礼品を3割以下にするなどのルールを守っている自治体への寄附を特例控除対象寄附金という名称とし、それ以外の寄附については控除の対象としない旨の改正が行われております。

（2）としまして、住宅ローン控除の拡充でございます。ことし10月、消費税増税後以降に住宅を取得した場合の住宅ローン控除の適用期間を3年間延長するものでございます。現行10年間でございますので、13年間に延長されます。

(3) 番目としまして、軽自動車税、環境性能割の導入でございます。平成31年10月の消費税率10%への引き上げ時に自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設され、現行の軽自動車税は種別割という名称へ変更となります。2点目としまして、こちらは新車、中古車を問わず対象となります。3点目としまして、軽自動車税環境性能割は市町村税ではございますが、当分の間都道府県が賦課徴収等を行うこととなっております。

(4) 番目としまして、軽自動車税、グリーン化特例の延長でございます。現行の特例措置について、適用期限を令和3年度分まで延長、令和4年度分からは対象を電気自動車に限定して適用されるものでございます。

本改正条例につきましては、議案のほうで5ページから17ページまで、第1条から第5条までの規定となっております。第1条から第3条においては、現行の町税条例の改正、第4条及び第5条につきましては平成28年と30年、過去の改正条例の一部改正となっております、附則においてそれぞれの条及び細かな規定について施行日等を規定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第28号 古平町税条例等の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第29号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第29号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 提案理由の説明に入ります前に1カ所訂正をお願いいたしたいと思います。

議案20ページです。都市計画税条例の改正条例が載っているページでございます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○議長（堀 清君） 会議を再開いたします。

○町民課長（五十嵐満美君） 中段に附則がございます。中段の附則の2番目、第2項になりますが、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の青南市となっております。こちら古平町に訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

議案第29号の提案理由の説明に入らせていただきます。議案第29号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明いたします。

本件につきましては、先ほどの町税条例同様、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本町の都市計画税条例に改正の必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、説明資料のほうを説明いたしますので、説明資料31ページをお開きいただきたいと思っております。説明資料31ページになります。新旧対照表でございます。今回の改正につきましては、附則部分の改正となっております。下線の引いてある部分、法附則第15条に係るものになっておりますが、固定資産税等の課税標準の特例に新たに追加されたものがあることなどにより、法の条項に改正がございました。これに伴って本町の都市計画税条例にも項ずれが生じたので、これを改正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第30号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第30号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第30号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法施行令の改正による課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法変更に伴う改正でございます。平成31年3月に地方税法施行令が改正され、課税限度額の引き上げについては医療分で3万円の増となっております。

続いて、軽減措置のほうでございますが、軽減判定所得の基準額を見直しまして、5割軽減、2割軽減世帯の対象を拡充し、中低所得者層の保険税負担を軽減する改正となっております。本件に関しましては、去る6月11日、国民健康保険税審議会を開催いたしまして、限度額の引き上げ及び軽減基準額の拡充について諮問どおりの答申をいただいていることを申し添えます。

それでは、説明資料33ページで説明をしたいと思います。33ページをごらんください。改正内容としましては、まず①、賦課限度額の引き上げについてでございます。点線枠で示してあります医療分について、限度額を58万円から61万円へ3万円引き上げるものでございます。これにより、下のほうに記載されておりますとおり、40歳未満または65歳以上の被保険者については77万円から80万円に、40歳以上65歳未満の被保険者については介護給付金が賦課される年齢でございますので、93万円から96万円となります。

次に、下段の②のほうに移ります。軽減対象者の拡充のほうでございますが、5割軽減において基準額算定に27万5,000円掛ける被保険者数となっておりますところ27万5,000円を28万円に改めます。2割軽減のほうでは、50万円掛ける被保険者数となっておりますところ50万円を51万円に改正するもので、いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることにによりまして、5割、2割軽減世帯対象を拡充する内容となっております。なお、これらの改正につきましては、今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。

今回の一部改正による影響額につきましては、次のページのほうに調定額ベースで計算した影響額の参考値を載せてございます。確定賦課の際には数値の変更がございしますが、後ほどご参照いただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の1ページ目で40歳未満または65歳以上の被保険者、医療分、後期分、それと40歳以上65歳未満の被保険者、医療分、後期分、介護分と説明されています。その最高額をお支払いされている方の生活実態は、例えば所得が幾ら程度、そういうのはどれくらいのものなのかわかりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 申しわけありません。限度額を超えている方の所得ということでございますが、今資料、手元にはございません。

○3番（真貝政昭君） 国保に入られている方の生活実態を知るという点では、そちらのほうでは資料は持ち合わせているというふうに理解してよろしいですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 限度額を超えている方、調べてありますので、所得も当然調べた際に出てきております。

○3番（真貝政昭君） 40歳未満、以上となると、子育て世帯が中心になりますけれども、そこら

辺の実態を知るということになればわかるという状況なのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 年齢にかかわらず、その世帯の所得を、ここに課税されている世帯であれば調べようと思えば調べることは可能です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第31号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第31号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第31号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例案について提案理由の説明をいたします。

本日お配りしました議案第31号説明資料及び令和元年第2回定例会説明資料37ページから43ページを利用して説明したいと思います。

本件は、本年10月1日に予定される消費税率10%への引き上げに伴い、町営5施設における使用料等について増税相当額を転嫁するとともに、必要に応じ施設運営に係る労務単価や最低賃金の上昇などを踏まえた料金の改定を行うものであり、複数の条例が対象となることから個別の条例ごとの改正は行わず、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、全ての対象条例を改正する方式としております。

増税分相当額は、平成26年4月に消費税率5%から8%への引き上げ当時、翌年に10%の引き上げが予定されていたことを理由に増税相当額の転嫁を見送った経緯から、今回原則5%を転嫁することとしております。また、上下水道料や温泉保養センターの一部を除き、原則100円単位での改正とさせていただいております。具体、個別の改正内容につきましては、説明資料37ページから38ページに家族旅行村の関係、39ページに温泉保養センターの関係、40ページにパークゴルフ場の関係、41ページに水道料金の関係、43ページに下水道料金の関係について新旧対照表により記載してございますので、お目通し願いたいと思います。

なお、施行期日につきましては、令和元年10月1日とするものでございます。

ん、ぼんぼん税金で負担していいのかという議論になるかと思しますので、今回提案をしているものでございます。

○産業課長（細川正善君） 旅行村、競合する施設はということだったのですが、管内の公営で経営しておりますキャンプ場などの資料は集めてはおりますが、施設の規模だとか新しさなんかにもよりますので、今現時点では持ち合わせておりません。料金を考える上では、先ほど総務課長のほうからも言ったように、原価算定方式というものを見据えて、施設自体を運営するのに幾らかかっているのか、入り込み数、どれだけあるのかということを見込みながら算定しております、議員おっしゃる競合する施設をどこかというふうにして料金を決めたわけではありません

○建設水道課長（高野龍治君） 上水道料金の関係なのですが、消費税率がアップしたからといって、すぐさま単純に値上げしていいかといったことのご質問なのですが、これに関しましては今現在基金というものを持っておりますが、今後、今回の断水の費用、さらに令和5年以降に施設の更新、電気設備の更新とか、それ以降、また令和9年以降とかに配水管の更新なども予定されております。そういったことから、基金が枯渇したら会計は運営できませんので、単純に消費税が上がったからといって、今回単純に上げたものではございません。

○3番（真貝政昭君） 例えば家族旅行村の原価計算をして決めたというふうになるのだけれども、その原価計算したという資料すら示さないで出すということにはならないのでないですか。

それと、ほかの施設と競合している現状があるのに、ほかの施設の料金の度合いを知らないで、自分勝手に決めてしまうということ自体、ちょっとおかしな方針ではないでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 今回消費税の料金の改定の考え方なのですが、先ほど行政報告でも書いてあるとおり、これから原価計算ですとか基本方針を定めて町全体で取り組んでいくぞという状況でございます。原則5%で据え置いていた料金に5%オンしたといいますか、ふやしたという、今回の時間もありませんでしたので、消費税の引き上げに係る対応しかしていない状況になっております。近隣の町村、比較をしないで決めたというように誤解をされているのかなと思いますが、庁内で検討しているときには、もちろん町内の類似施設ですとかを比較しながら適正な金額というものを算定して今回提案させていただいたという考えでおります。

○1番（木村輔宏君） 私は、逆の立場をとって、逆に私は怒りたいのですけれども、5%から8%に上がったときに即上げるべき問題であって、今回10%にすぐ上げるということは、逆に言うが遅かりしではないのか。5%のときに、5%から8%に上げるべきなのです。それから、もう一つは、ある議員さんがおっしゃっていますけれども、ほかの地域と対象とするべき話ではないでしょう。高い安いの問題でなくて、上げるべきものは必要として上げるべきだろう。ましてや消費税というのは全国的なものでございまして、上げなければ逆に町民に対して負担をかけるということに。逆の言い方すれば、今まで5%から8%に上げなかったことが町民に対して負担させているのです。それを負担どうこうということ自体がおかしいのであって、これは私は逆に言うが遅かりしで、逆に怒りたいです。だから、8%のときは8%、10%のときは10%、即上げるべきです。そういう意味では大賛成したい。

○町長（貞村英之君） 木村議員の質問にお答えいたしますが、確かに5%から8%に上げるとき、

すぐ先に10%になるのが見えていたものですから、多分前町長の判断として一気に上げようとしていたとは思いますが、言われることはもっともなことなので、今後そういうことがあるのであれば適切に対応していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○6番（高野俊和君） 今回の消費税の10%になることで、古平町が指定管理をしている事業、店のところがいろいろ上がりますけれども、今回の10月からの値上げで保養センターの場合は75歳以上の温泉券が11回券から12回券になるということで、むしろ古平町の町民においては優遇されてよかったかなと思いますけれども、来年度からは12回券を町民にお渡しするということになるのでしょうかというのが1つ。

それと、これ全て指定管理者に出している事業でありますので、来年度から指定管理料が消費税が上がることによって大幅に変化することがあるのかということ。

それと、パークゴルフ場などは水道料を古平町が賄っていると思うのですがけれども、その水道料などに関してパークゴルフ場に少し影響があるのかどうか、この3点をお伺いしたいと思います。

○産業課長（細川正善君） まず、1点目の12回券というお話ですが、これは福祉券は今までどおり11枚つづりを2冊、22回で変わらないので、ここで言っている12回券というのは今まで温泉の事務室のところで買っていた回数券が11回券ではなくて12回券になるということです。

2点目の質問の指定管理料が大幅に変化するかというご質問ですが、指定管理料に対しての考え方というのがありますので、例えばパークゴルフ場であれば収入が200万円以下の場合にはマックス200万円まで収支補填をするとかというような、そういう考え方がありますので、それに合わせて指定管理料を計算しますので、今回のことで大幅に変化するかどうかというのはこれからということになります。

3点目のパークゴルフ場の水道料金、何か変わるのかというご質問ですがけれども、あそこにつきましては町が水道料金を負担しておりますので、金額が変わっても特段町民の方、指定管理者に影響はないです。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。反対討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の各種料金の値上げ案ですけれども、基本的に消費税が10%に引き上がるということを前提にして考えられています。消費税が10%にすることなどによって、今回の消費税増税の計画は、例えば今まで非課税業者であった中小の業者が多数廃業に追い込まれるというような事態が想定されております。一般家庭においても、この増税というのは今の経済状況からいって受け入れられることではない。極めて生活に困窮した事態を引き起こしてしまうということで、基本的に反対なのです。

今回古平町の料金値上げの件なのですけれども、先ほど高野議員が質問していたよい方向というような言い方がありましたけれども、基本的に値上げで困ると、そういう内容になっております。温泉保養センターの料金についても結構な値上げになっております。利用者負担は苦情が出るもの

と思われまゝ。それから、旅行村の施設ですけれども、入場者数が減っているときに値上げすること自体、愚策であるというふうには言わざるを得ません。さらに、水道料金についても、先ほど質疑の中で申し上げましたとおり、古平の上下水道料は極めて高い位置にあります。単純に消費税の増税ということで値上げすべきものではないという、そういう前提で反対をいたします。

以上です。

○議長（堀 清君） それでは、原案に賛成の討論ございませんか。

○4番（寶福勝哉君） 今回の値上げについてなのですからけれども、非常に時代に合った値上げだと思えますので、賛成します。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時54分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎総務課長の事務連絡

○議長（堀 清君） きょうの停電のことで総務課長のほうから事務連絡があります。

○総務課長（松尾貴光君） 本日お昼、12時17分ころ、停電が発生いたしました。

短い時間で12時35分ころにもう復旧したのですが、北電余市ネットワークセンターからの連絡によりますと、まだ確定した原因ではありませんが、小樽市内の送電施設、変電所または送電線の鉄塔への落雷が原因というふうには今現在推定されております。確定的な原因につきましては、判明次第連絡が来ることになっております。

一応お昼に発生した停電についての状況については、以上でございます。

○議長（堀 清君） ありがとうございます。

それでは、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第33号ないし日程第12 議案第35号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてから日程第12、議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については関連する議案でありますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま一括で上程されました議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、3議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案は、31ページから36ページとなります。一部事務組合の規約を変更する場合には、地方自治法第290条の規定により事前に各構成市町村で議会の同意を経てから構成市町村で地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うこととなっております。

本件は、3議案とも一部事務組合を構成する団体の変更でございます。議案第33号の北海道市町村総合事務組合規約及び議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約については、平成31年3月31日をもって北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が解散したことによる脱退に伴う変更、議案第35号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約については、平成31年3月31日をもって北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が解散したことによる脱退及び平成30年3月31日をもって十勝環境複合事務組合が解散したことによる脱退に伴う変更でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論を終わります。

これから議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第36号

○議長(堀 清君) 日程第13、議案第36号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第36号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

議案37ページ目をお開きください。過疎地域自立促進特別法に基づき事業を行う場合、端的に申し上げますと過疎債を借り入れて事業を行う場合は、過疎地域自立促進市町村計画を作成することとなっており、計画全体に及ぼす影響が大きい事業の追加や中止などの計画変更を行う場合については、過疎地域自立促進特別法第6条第7項の規定により議会の議決を経ることとされております。

計画の変更内容は、次のページ、38ページ目から記載をしておりますが、現在の計画に中心拠点

誘導複合施設整備事業の集会施設及び図書館、ふるびら150年広場整備事業の広場整備及びそれと関連する恵比須小路線改良分の工事を追加するもの、及び平成と記載しているものを令和、新元号への文言整理でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 報告第1号

○議長（堀 清君） 日程第14、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
本案についての報告を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案46ページ目をお開きください。本件は、平成30年度の一般会計に設定いたしました繰越明許費3件について、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越したものにつきましては、2款総務費、1項総務管理費、中心拠点誘導複合施設建設事業、10款教育費、3項中学校費、中学校体育館大規模改修事業、11款災害復旧費、2項厚生労働施設災害復旧費のうち衛生施設災害復旧事業となっております。繰越額、財源内訳については、記載のとおりでございます。

以上で繰越明許費の報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可いたします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第15 発議第1号

○議長（堀 清君） 日程第15、発議第1号 庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議案を議題とします。

本案提出に当たり、議長に提出されましたし条例案の提出者の提案理由を参考までにお配りしました。

よって、本案は会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第1号 庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第16 陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第16、陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第4号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求め

る陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17 陳情第5号

○議長（堀 清君） 日程第17、陳情第5号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について議題とします。

お諮りします。陳情第5号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第5号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出については採択することに決定しました。

◎日程第18 陳情第6号

○議長（堀 清君） 日程第18、陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第6号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19 陳情第7号

○議長（堀 清君） 日程第19、陳情第7号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第7号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員会の付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第7号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情は採択することに決定しました。

◎日程第20 陳情第8号

○議長(堀 清君) 日程第20、陳情第8号 「給食費の無償化」をもとめる陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第8号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第8号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 「給食費の無償化」をもとめる陳情は採択することに決定しました。

◎日程第21 陳情第9号

○議長(堀 清君) 日程第21、陳情第9号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。
お諮りします。陳情第9号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情は採択することに決定しました。

◎日程第22 陳情第10号

○議長(堀 清君) 日程第22、陳情第10号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第10号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は委員会の付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。
お諮りします。陳情第10号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情は採択することに決定しました。

◎日程第23 陳情第11号

○議長(堀 清君) 日程第23、陳情第11号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第11号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第24 陳情第12号

○議長（堀 清君） 日程第24、陳情第12号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第12号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第25 陳情第13号

○議長（堀 清君） 日程第25、陳情第13号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第13号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りいたします。陳情第13号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」（案）採択を求める陳情書は採択することに決定しました。

◎日程第26 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第26、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、山口議員、工藤議員、寶福議員、梅野議員、真貝議員の6名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○6番（高野俊和君） 町の公用マイクロバスの利用についてお伺いいたします。

昨年度の町内会長会議の中で来年度、ことしになりますけれども、目的理由が明確で、特に必要と認められた場合のみ利用が可能で、親睦などが主な場合、許可はできないという説明があったよ

うに思います。毎年町のバスを利用して町内活動、研修会、また親睦などを深めてきた町内会から、多くの町民から今までどおり復活してほしいという声がありましたけれども、町長の考えをお伺いいたします。また、使用できる基準などもありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○町長（貞村英之君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

町の公用の公的財産の利用ということでございますが、これ利用できるようになったのは調べたら24年度に町内会に3万円を出して町のバスも利用できるようにしたということでございました。この時点で大きな間違いだったと思います。

地方自治法、持ってきたので読ませていただきますが、行政財産の管理処分ということで238条の4、行政財産、これバスのことですが、バスも行政財産なのですが、「行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、保管し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない」ということで、目的が次項から四項まで定めるものに町内会入っていませんので、私権とかそういう貸し付けをできないと法律上なっております。ただし、許可を受けて行政財産をその用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。この行政実例で公益的な目的のためということになっておりますので、町内会は公的団体だという方もいると思いますが、2008年の4月3日の最高裁の判例で、これは自治会費に上乗せして寄附金とか徴収したり、そういうことをしていることに対する違法判決出ております。そのときに町内会、自治会というのは任意団体であって、公的団体ではないとされておりますので、最高裁で決まったことでございますので、法律上、本当はこの時点ではだめだったということになります。

ただ、そのままずっとやってもわからなかったのではなかったかという方も町内会にはいらっしやいましたが、平成30年度に国と道の調査においてバスの目的外使用については是正の指導があって、結果報告を今求められている最中でございます。こういうことから、日帰り旅行とか温泉旅行、これは親睦旅行についても目的外使用に当たるということになっておりますので、これはできません。目的外使用時にバスが事故を起こした場合、損害共済、これは町村会の共済でございますので、自動車保険の支払いを受けることができないことになっておりますので、事故起こしたら誰が補償していいかわからないと。よく事故起きないでここまで来たなと思っているところでございます。そういう状況もあって、ことしからはもう完全にバスの使用はやめていただきたいということでお願いしたところでございます。

最後の使用できる基準等があればということでございますが、地方自治法が改正されればできるのかなと思っておりますが、その前にこのバス、過疎債を借りておりますので、目的外使用は過疎債が償還するまでの間はできなくなっておりますので、いましばらくはできないのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○6番（高野俊和君） 今の話聞きますと、かなり難しいのだろうなというのは聞いておりました。

ただ、目的外使用になるのに町のバスを使うということは大変まずいことだということは認識しましたけれども、ただ町内で使用する場合に、親睦などが主でありますけれども、町内会の交流の

場としては町政や議会に対しての要望や意見なども気軽に本音で語り合える場でもありますし、大きく見ると町内の活性化にもつながるのではないかというふうに考えます。

仮にですけれども、例えば保険代などを町内会で、私たちが保険などは持ちますよということになった場合でもこの法律がある以上は難しいということになるのでしょうか。

○町長（貞村英之君） おっしゃるとおり、法律変わっていただければ可能かと思いますが、あと過疎債がというか、借金返してしまえばできるのかなと思っております。

○6番（高野俊和君） このことに関しては、私だけではなくて、町内のいろんな方から話が出ました。それで、改めて聞いたのですけれども、その旨説明をしておきたいというふうに思っております。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 1つ目の町立診療所の運営につきましては、先ほどの行政報告の中でご説明いただいたこととおおむね理解いたしました。

1つだけお聞きしたいのですが、経費面、かかる経費に関して指定管理者でやっていた場合と今の町直営でやっている状況で、現時点でこのぐらい違うよというのがわかる部分がありましたら教えていただきたいと思います。

○町長（貞村英之君） 経費に関しては基準が全く違うのですが、診療収入自体は全部、前は指定管理者に診療収入を全部吸い上げられて、そのほかに七、八千万支出しておりましたので、かなりの額、何億か超えているだけの経費がかかっているのではないかと思います。今時点で1人当たり、前は大体5,000円ぐらいだったのが今は6,000円、お医者さんかわりましたので、最初のうちは検査が多くなるので多くなるのかなと思うのですけれども、収入は上がっていると聞いておりますが、検査終わったらまた平準化して戻るのだろうと思うので、そこら辺は変わらないのかなと思います。

あと、負担のことを言いますと、調剤薬局、院外ではなくて院内になったことで、院外で加算されていた分が今加算できないので、その分は負担としては安くなっているので、利用者に対しては負担少ないのかなと思っております。ただ、それが今うちの収入になりますので、経費かかったとしても薬剤の収入と診療収入が入ってきますので、それを差引きしてみないとどのぐらいになるかまだ全然見当もつかないという段階でございます。

以上でございます。

○8番（山口明生君） そういった点につきましては、数字がある程度出せる段階になったら、またお聞かせ願いたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。町職員の業務についてということで、去る6月5日に北後志5カ町村議会議員のパークゴルフ大会が本町にて開催されました。古平町はもとより、関係機関や町職員のご協力で盛会のうちに終了したというふうに思っておりますが、一部の地域住民の方からは議員の懇親会的な行事に町職員を従事させるのはいかがなものかというようなお話が出ていたり、税金を使ってというような声も上がっていたようでございますが、このようなことについて町

長はどのようにお考えかお聞かせ願います。

○町長（貞村英之君） 6月5日に北後志の町議会議員の皆様が会派を超えて集まっていたいで、パークゴルフ、うちで開催していただきまして、にぎやかに（聴取不能）まして、うちの町を楽しんでいただいたということで、私もたくさん来ていただいているもので、開会の挨拶だけには行っております。これは、当然儀礼的なものでございますので、職務として行いました。

言われているのが、一部の地域住民から議員の懇親的な行事という、多分議員の遊びに税金を使ったという新聞に挟まっていたビラのことだと思えるのですが、平成11年の徳島地裁判決で、私、道にいたころなのですが、議員の野球大会に事務局が随行して訴訟を起こされまして、それで随行員の旅費から全て返納、それから議員に対しましては損害賠償請求と不当利得返還請求、これは全部認められた判例がございます。こういうこともあったものですから、うちとしては議員会が主催のパークゴルフ大会に職務として町職員を出させるということは全く考えておりません。当然職務命令も出せませんし、議会事務局のほうはわかりませんが、町長部局のほうはそういう職務命令は出しておりません。協力した職員は、議員さんに頼まれて、みずから休暇を取得して手伝ったということで、個人的なものでございます。そういうことで、主催者でもないものに対して、全く公費を使ったということは私は考えておりませんので、使うことも考えておりませんし、今後もそういうことは考えておりませんので、従事させるのはいかがなものかという、税金使うのはどうかということは全く誤解でございますので、この点はご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○8番（山口明生君） では、その当日従事していた町職員の方々に関しては、100%ボランティアという形でお手伝いいただいたという理解でよろしいということですね。

○町長（貞村英之君） 職務命令出しておりませんので、個人に聞いてみたらわかると思うのですが、私としてはそのように行ったのかなと考えているところでございます。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 3点ほど町長の考えをお聞きします。

今回の1番目の質問なのですが、先に申し上げますと、町長の行政報告の中で事故があったからの今までの処置などがここに詳しく載っております。しかし、今実際に直した部分はいいのでしょうか、まだ古い管でありますので、またこういう事故が起きないとも限りません。取りかえる計画があるのか、その辺の考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 導水管の損傷、これ更新するとなると莫大な、どのようにしていいのかわかりませんが、莫大な事業費がかかるということでございますが、今回の専門家、内視鏡を入れて調査した結果、老朽化が余り原因ではないと。というよりも、導水管のほうは元気だよということなのです。それにいたしましても、もう40年以上たっておりますので、耐用年数というものを考えますと、何らかの処置をとらなければならないなと思っているところでございますので、全く何もしないということは考えておりませんが、現時点ではどうしていいのかというのはまだ決めていない状況でございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 今回も私、3月でしたか、偶然質問した、そのすぐ後にこういう問題が偶然に起きたのですけれども、またそういうようなことが起きないとは誰も予測つけられません。ただ、今この専門家がまだ管は大丈夫だとおっしゃっていますけれども、実際にこの水道工事は、私はこの管には実際に携わっておりませんけれども、この工事には建物の部分で私その当時携わっておりました。ですから、古いのはものすごく古いというのはよくわかるのです。ですから、また今回のような突発的な事故が起きないためにも、あとの残った部分を、例えば一回に直すのではなくても、幾らかずつでも直しながら安全な水の供給ができないものかというのが今回の私の質問なのですけれども。

○町長（貞村英之君） おっしゃるとおりだと思います。

工藤議員質問して、同じような質問して、また同じようだとまずいなとは思っているのですけれども、余り縁起いいことではありませんので。

ただ、今回導水管老朽化と判断しておりませんが、ある程度の更新計画はつくらなければならないわけでございます。ただ、図面と実際の国土地理院の図面が重ならないというものもございまして、管が全然図面どおりになっていないということもございまして、まずはそこら辺の測量するのか、ドローン飛ばしてある程度のものをつくっていただいているのですが、発注しているのですが、それがあつてきて、土地も誰のものかわからない、土地の形状も確定していかなければなりませんし、所有者も確定していかなければならないという、いろんな更新計画の前にやっておかなければならないことが山積しているのです、まず今そっちに手つけている段階です。ただ、おっしゃるとおり、何もしないということはありませんので、修繕とか管理、それから更新計画を、何年かかるかわかりませんが、ましてや行政だけでできるものではなくて、かなり専門家の意見も聞いていかなければ、どういう手法がいいのか、また同じ場所から水取るのか、そういうことも考えなければなりませんし、そういう工法とかもいろいろ検討しなければなりませんので、全くやらないということは考えておりませんが、安全に水を供給するという考えは変わりませんので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 実際に図面とかそういうのがないというのは、事故のときから聞いております。

ただ、この水道の損傷というのは今始まったわけではなくて、過去に何回か起きているそうです。私は、それは知りませんでした。そして、実際にその工事に携わった人方が古平にもまだ何人もいます。その方が損傷した時点で、私、同僚議員と現場を見に行かせてもらったのですけれども、そうしたらそこにやはりちゃんと管の入っている場所をきちっと把握しているのです、工事した人は。だから、管は上に1本と下に1本とかと、やっぱりきちっとそれはそのとおりに入っていました。そういうのもあるので、図面がないからと言わないで、そういう人方の話もし聞けるのであれば、意外とこういうところにこういうものがあつて、こういうところにこういうものがあつてというのがわかるのではないかと思いますので、そういうところも利用したらどうでしょうか。

○町長（貞村英之君） おっしゃるとおり、図面全くない状態で、そういう知っている人がいるのであれば、私がスコップ持って山行ったときにつき合ってもらえばよかつたなと思っているのです。

けれども、そういうことも知っている人がいるのであれば、そういう意見は参考にしていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 2問目、古平川河口の土砂撤去について。

毎年土砂撤去が行われておりますけれども、両岸に積み上げるだけで、毎年川の増水や大波ですぐもとに戻ります。町民の方々からも、古平橋から河口までの護岸整備をという声があります。担当役所に要望をする考えがあるかお聞かせください。

○町長（貞村英之君） この件につきましては、要望するあれがあるのかということでございますが、毎年要望しております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 結局、前町長の時代にも私何回か質問したことがあるのです。常に堆積だけしているものですから、結局あそこと同じ金を毎年かけているのです。だから、その土砂をどこかへ一回よそに移すとか、そういうような考えがなければ、毎年同じ金を同じだけかけてやっているということなのです。それでも、古平大橋の上流、土砂撤去して、あれは土砂を撤去したので、非常に川の流れよくなっています。

それで、この土砂の集まる理由の一つとしては、私はさらにその上流の稲倉石川だと思っています。今も観音滝のほうからの土砂はそれほど来ていないように思う。来ているのは、ほとんど稲倉石川のほうの上流ではないかと思えます。これは、あくまでも私の判断ですけれども。ですから、やっぱり一回きれいに取れば、今度どの程度の土砂が集まるのかというのもわかるでしょうし、毎年同じことを繰り返しているようであれば、せっかく担当の役所でも何かお金の無駄遣いのように見えるのですけれども。

○町長（貞村英之君） 水関係のものって、道庁でも予算つけるときにかなり議論になるのですが、例えば漁港の、うちの漁港はまだ少ないのですけれども、砂たまって船が通れなくなるとか、毎年同じことやっています。というのは、幾ら取っても、またもとに戻ってしまうというのが水の性質みたいなもので、それを何とかしようとするとなんか、例えば護岸つくるとか、そういうものをつくらなければならないということになると思えます。

ただ、昨年度は土砂の搬出やっております。ただ、今言ったとおり水の関係で波来れば戻ってくるみたいなのです。だから、土砂搬出も行われておりますので、今後も一生つく予算だと思うのですけれども、護岸つくるまでは多分こういうこと続くと思えますが、根気強く河口を取っていくしかないのかなと。できれば搬出してもらおうと。

もう一つは、海岸の予算と河川のほうの、海岸というか河川の内側ですけれども、河川のほう、それから普通河川側の底、2級河川の底をくみ取る、去年300メートルやったのですけれども、災害防止のですね。あれと同じ予算なのです。だから、去年は多くつけていただいたのですが、ことしも多分川の底払いをやってくれると思うのですが、そういうのとあわせて予算の確保はずっと要求していかなければならないのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） それでは、まず強い要望によって、やはり津波対策にもなりますので、護

岸整備のほう、よろしくお願いいいたします。

それから、3番目です。ウニと昆布の養殖、これは私、今まで何回もいろんな形で言っておりますけれども、先日報道で東しゃこたん漁協の余市支所がウニの殻を利用した昆布養殖に成功したというのがありました。古平でも漁協や浅海部会と話し合い、取り入れたらどうかと思います。

また、前にも町長にお話ししましたけれども、漁港外防を利用する養殖場建設についてはどうなっているのかお聞かせください。

○町長（貞村英之君） ウニの養殖やっております、餌として給餌用のホソメコンブですか、も養殖しているとのこと。ウニの殻といいますか、それはこの間新聞に載っていたのですが、あれもやったことあるそうです。だけれども、さほど効果はそこまで出ていなかったみたいなのですけれども、いずれにしても漁協と浅海のほうの話してみましたが、場所の問題、それから部会の労働面からウニの養殖、これ以上ふやせないという。労働力の関係もありまして、ふやせない状況にあるので、今給餌用の昆布を新たに養殖するという人手が足りないというか、そういうのもありますので、今は昆布量、十分足りているので、それは難しいよということでした。

それと、外防に養殖施設は考えていないのですが、何か間違っているのかなと思いますが、外防は何も養殖施設、計画の中に入っていないと思うのですが、調べてみたのですけれども、養殖施設をつくる計画ございません。

○9番（工藤澄男君） 積丹の昆布につきましては、実際にウニの殻を乾燥させて、それを塗り込んだやつと、それからただ、今までどおり古平がやっているような方法と2通りやったら、伸びが全然、かなりの差が出たというような話を聞いていますので、その辺を古平でもウニをこれからまた放流したりしてやっている事業ですので、そういうのもやはり考えていただきたいと。

それから、今外防の話なのですが、前に私、町長に質問したとき、町長も考えていきたいと、そして要望していきたいという、たしか私答弁を受けたように記憶しているのですけれども。

○町長（貞村英之君） まず、1点目の昆布養殖ですが、やる人いないと言われたら何も私も言えないので、今で足りているということなので、そこでとまったのですが、一応こういう話があったということは伝えておきます。

それから、私答弁したというのは、西防の内側の畜養施設のことですか。

（「いや」と呼ぶ者あり）

○町長（貞村英之君） 外防というと。

（「今の港町のすぐそば、テトラの積んである部分」と呼ぶ者あり）

○町長（貞村英之君） 外防ではなくて、内側の西防の養殖ではなくて畜養施設のことですね。

（何事か言う者あり）

○町長（貞村英之君） 西防の横の畜養施設でございましたら、もう既に要望しておりますし、去年見に来ておりますので、あと予算の関係だけだと思います。あとは、どのような計画かというのをもう少しそこら辺を詰めていかなければなかなか採択できないということで、今どのようにやっていくかとか、そういう計画を詰めている段階でございますので、要望はしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 私は、防波堤の外側のテトラで四角く囲った部分を町長にお話ししたつもりで質問したのですが、ちょっと食い違いがあるようですけれども、まず前向きに考えて、少し運動していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、寶福議員。

○4番（寶福勝哉君） 議長、一般質問に入る前に、町側に対して一言よろしいでしょうか。

○議長（堀 清君） はい、よろしいです。

○4番（寶福勝哉君） 平成30年の12月の定例会において質問させていただきました古平町役場のSNSの活用についてに対しまして、早い段階で対応していただきまして、フェイスブックの立ち上げをしてもらいました。これによって、無料で全世界に対して古平町のアピールができるようになり、非常に喜ばしいことだと思っています。これを機に、無料で古平町をアピールできるSNSの活用の幅をふやして、ぜひフェイスブックだけではなくツイッターやインスタグラムなど、町長を筆頭に職員の皆様が活用できるように勉強していただいて、例えば本日教育長から行政報告の中で文化会館の1階で教科書の展示など、そういった情報なんかも流して情報のアピールだとかも活用できると思いますので、ぜひとも各課こぞってアップできるような環境になればいいなと思っています。今回の早急な対応ありがとうございました。

引き続き質問に入らせていただきます。以前質問させていただきました防災ハンドブックの周知についてですが、町側が思っている以上に内容を把握できていない町民が多く、再度周知いただけるよう簡易的なハザードマップや避難場所を示したポスターなどをつくり、町民の利用頻度が高い施設や商店などに掲示してはどうかということに対しての進捗はありますでしょうか。

○町長（貞村英之君） 防災のハンドブック、去年の3月に作成して、全戸配布して懇談会で説明させていただきました。自助、共助の観点からも、全町民に理解していただくことが何よりかなと思ってやったものでございますが、内容の理解がなかなか進んでいないことは認識しております。かなり30ページぐらいありますので、なかなか簡易なものにするというのは難しいのかなと。ほかの町の事例とかを見ながら検討しているところですが、やっぱりうちの町の方に見てもらえないとか、そういうのが多いものですから、そこら辺が一番のネックなのかなと。どうやってやれば理解してもらえるのかなと思っておりますが、避難場所を地図で示した事例とかいろいろございますけれども、1枚のハザードマップ、居住地域周辺のみのもつめたハザードマップの事例もありますが、なかなか高くて、ちょっと今、手出ない状況でございます。そういうものを参考にしながら、うちのハザードマップを早急に取りまとめたいと思いますが、お金の面からなかなか難

しいところではありますが、いろいろ研究してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○4番（寶福勝哉君） 先日新潟、山形の地震により、日本海東縁変動帯というキーワードが認識されつつありまして、その変動帯に後志沖も含まれているということで、自然災害に対しての町民の不安要素というのがまたふえたのかなという感じに受け取っているのですけれども、いま一度防災に対して町民目線での対応を一步ずつでも進めていただけたらなと思ってしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（堀 清君） その次、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） 古平町の乳がん検診率について伺います。

保健福祉課のほうで調べていただきました平均の受診率ですが、24.6と。道平均31、全国平均35というふうになっていると伺っております。これをさらに受診率向上させていただくために、今何か対応策練っているのがあれば伺います。

また、その受診率向上のために町内事業所をお願いいたしまして、仕事のうちで、これも仕事だから行ってこいみたいなふうにさせていただいて、ある程度の人数が集まった場合には町内検診の日以外でも設定していただけるのか、それが可能かどうかお伺いたします。

○町長（貞村英之君） 乳がん検診、検診全般ですが、うちの4年間の平均24.6%ということでございますが、とる分母が市町村で違うのですが、ほかの市町村は国保のみでとってみたりしておりますので、国保のみでやりますと27.9になる。それでも全道平均よりやっぱり低いのです。乳がん検診受けてくれる人は少ないのかなと思っております。受診率向上に向けて何か努力しているのかということでございますが、引き上げよりも、乳がんというものはがんの中でも転移とか多くなるものですから、40歳から5歳刻みで普通やっています。うちの場合は30歳からで10歳前、若いときから対象年齢を引き下げておりますし、5年間未受診ですと個別勧奨したり、自己負担金の無料化というも行っているところで、結構充実している。他の市町村、特に市は紙出して受けなさいと言って終わりなのですが、そういうこともやっているんで、かなりうちは手厚くやっているなと思っているのですが、なかなか受けてくれる人がいないという状況でございます。

それで、今2つ目に梅野議員申し上げました事業所が集まったら来てくれるのかということだと思っておりますが、バスによるマンモの検診でございますので、バスは全道回っているものですから、検診の業者にも聞いてみたのですが、1年間びっちりらしいのです。なかなか集まったからといって行けるようなものではないということなので、できればやはりここに来たときに受診していただきたいなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 今の事業所を含めた2番目の質問については理解いたしました。

最初に、十分やっただけにしているというのは、今お話を聞いてわかりましたけれども、私がこれを一番最初の質問に選んだのは、受診率を上げるという意味ではなくて、古平町から乳がんの死亡者をゼロにしたいという、そういう目標があつてのことでありまして、今後さらにいろいろなこ

とを考えていただきたいと思いますので、若干その辺の考えを、もし今後考えているものがあればお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 乳がん検診、いろいろ用事あって当日受診できない方はいるかと思います。そういう人に対して、例えば受診券を持って医療機関と提携して医療機関に行ってもらおうとかという事は、自己負担かかるでしょうけれども、できるのかなと思います。それをやるにしても、相手側の病院の受け入れ態勢もありますので、そこら辺は研究していかなければならないのかなとは思いますが、多分小樽か余市かの病院になるかと思いますが、そういうところも研究してみたいとは考えておりますので、少し研究してみたいなというところでございます。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 前向きに答えていただきまして、ありがとうございます。

続きまして、町事業への町民の参加についてですが、私、前にポイントカード会というのが全道規模でありまして、そのときにお話を聞きました大空町では各種イベントに50から100のポイントを付与していますと。寿都町でも町民課と教育委員会主管のイベントにポイントをつけているというところでございます。先ほど乳がん検診も含め、古平町イベントに対し古平で行われている、かつたら君ポイントをつけて、来たらもらえるのだよという、それをためたら商品券になるよみたいな形で参加率向上を狙うというのがありますかと。それをもしやっていたら、それがカード会の魅力アップにもつながりまして、やがては消費町外流出防止にも役立つのではないかというふうに考えますが、その考えを伺います。

○町長（貞村英之君） 地域ポイントに関する質問だと思いますが、道内でも大空町、それから根室、豊浦、それから東川、寿都などで実施している事例は把握しているところでございます。当町もと言っても、かつたら君というわけではなくて、昨年度よりマイキープラットフォーム事業、これはポイントの事業ですが、展開しております。この事業では、民間企業の発行するポイントを地域経済応援ポイントに変換して、古平町内、またインターネットの通販のめいぶつチョイスで使用できる事業を実施しているのですが、なかなか普及しないところでございます。また、大阪府の泉佐野市で、例の問題あったところですが、マイキープラットフォーム事業と連携して地域経済応援ポイントを活用した地域ポイント事業というものを実施している先進事例もあるということでございますから、そこら辺は研究したいと思いますが、何せ泉佐野市ですから、100億近いふるさと納税集めておまして、それにかけたお金も2,000万とかと聞いていますので、ちょっとうちには無理なのかなという気もしております。現在のかつたら君のカードの加盟数を勘案した場合、公共性、公益性の観点からなかなかこの事業展開というのは、お金のこともございますが、難しい問題ではないのかなという認識はしております。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 公益性につきましては、確かにそうかもしれません。いろいろな事業に参加していただくということになれば、例えばいろんな研修会に親子で参加していただくとか、そうやってきた場合に、それがやがて（聴取不能）向上、あるいは将来的な人材育成、そういうものにもつながってくる可能性もあるというふうに思われますので、もしかつたら君、この辺が若干公益

性に欠けるというのであれば、違う方法での対応策を検討していただきたいというふうに思いますが。

○町長（貞村英之君） ただいま申し上げたように、町単独でこのような事業展開するには、少しお金がかかるのかなということで困難な状況でございますが、今政府のほうで進めているマイキープラットフォームの事業の動向ですとか、それと消費税の引き上げに合わせて何らかの対策を出すということも聞いておりますので、国のほうの政策と連動していけば、少しはマイキープラットフォームも拡大できるのかなという考えもありますので、少し注視していきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） それでは、最後になりますけれども、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） それでは、4点お伺いします。

まず、1点目の複合施設特別号第2号ですけれども、選挙管理委員長に対しての質問でございます。念のため確認しますけれども、ことしの4月16日の町議選挙告示直前の12日から前日くらいまでに町内会を通じて全戸配布された複合施設特別号でございます。この裏面に関する件については、公選法にかかわる問題だという受けとめ方をしておりますので、お聞きしますけれども、この特別号第2号について選挙管理委員会に町当局から事前に提示されて議論された経過があるかどうかという、そういう質問でございます。

○選挙管理委員会事務局長（松尾貴光君） 選挙管理委員会として町からの提示は受けておりません。

○3番（真貝政昭君） 選挙管理委員長に対する質問はこれで終わります。

次に、2点目の海のまちクリニックについて……

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） それでは、2点目の海のまちクリニックについて伺います。

手元にありますのは、7月の診療日程を前提にして質問を通告しております。7月の予定を見ますと、6名の医師で外来診療していますけれども、いつごろまでこういう状態が一体続くのかということですが。

2軒ある医師住宅のうち、1軒は町長がお住まいになられていますけれども、もう一戸のほうの医師住宅に住ませる予定の医師が常駐させることが前提であれば、総合診療医、恵尚会の竹下先生が非常に患者さんに喜ばれていたのが、過疎地の特徴であります患者さんの状態からして総合診療医の確保が不可欠であるというふうに考えておりますけれども、今の時点でその確保の可能性は不可能なのかどうかについて、2点目伺います。

それと、今の状態は決して町民に満足してもらえている状態ではありません。今年度の目標が午前、午後の診療を週3日間やるという前提で行われておりますけれども、24時間のうちの大半の部分を医者のない無医村状態が続いております。古平町始まって以来の事態で、非常に不安を感じている次第でございます。こういう無医村状態をなくするためには、やはり入院可能な診療所復活がぜひとも必要です。それに向けて、町長は努力しているのかどうか伺いたい。

それと、海のまちクリニックの収支については、一般会計で取り扱っておりますけれども、全く一般会計とは別物の、医療ですから、町民にわかりやすく知らせるためには特別会計にすべきだというふうに考えておりますけれども、その点について町長の見解を伺います。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、こんな状態が6人の医師でいつまで続くのかということですが、6人というのは、全部で9名今登録しているのですが、3日間でそれを回しているという状態でございますので、それはまだ2カ月の状態でありまして、この状態を継続させていただいて今精いっぱいな状況でございますので、いつまで続くのかというのは考えたことございませんし、これを何とか継続させていかなければならないなということの手いっぱいでございますので、そういうことは今のところ考えておりませんし、総合診療医のことも同様に今それどころではないという状況でございます。

それから、入院可能な状態といいますが、恵尚会のと看から入院施設はあっても入院はさせていなかったのですから、稼働がなかったものと、今していないという状態、余り変わらないのかなと思うのですが、今申し上げたように入院よりも、まず今ある疾患の対応だけで手いっぱいでございます。

それから、特別会計にということですが、現体制で批判、反対している状態である中で、特会にしても、またすぐ廃止するような特会、特会の義務ないわけでございますので、とりあえず一般会計の中で収支の内容はわかると思いますので、そちらでやらせていただいております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） やはり無医村状態が長く続くということは、過疎地の医療という面を考えますと、自治体の首長として非常に貧弱な貧しい考え方だというふうに思っています。町民の命を守るという点では、やはり医師の常駐というのは不可欠であります。今のところ、それを全く考えていないということで、極めて残念な答弁でございます。

入院可能な診療所の復活ということですが、前議会でも述べましたけれども、黒松内や寿都町ではやはり入院ベッドを持った診療所ということで追及して、町民の健康に対して責任を持っている状況があります。そういうのをやはりお勉強していただいて、貞村さんの経歴は道の重要な部署を占めていた方でしょう。やっぱりそういう人脈だとか経験を駆使して、そういう方向で実現してほしいなと思います。これは、後段の特養に関係してきますけれども、例えば京極町のように特養の施設を持っている自治体ですと、やはり常駐しているということが前提になりますし、ぜひとも追及していただきたいなと思います。恵尚会のことをよく取り上げますけれども、当時の前任者との間では古平町の入院患者の特徴からして、ああいう形をとってきたというのは合意の上

でのことでありまして、何も当初の協定にこだわる必要はないというふうに考えております。

それから、特別会計の規定はないような言い方をしますけれども、やはり貞村さんの医療に対する考え方がどのような形で数字としてあらわれていっているのかというのを明確に把握するためには、やはり特別会計で、しかも短期間でなくて長期的な展望を起こすのであれば、なおさら特別会計にして町民や議会にわかりやすくすべきだというふうに考えていますけれども、全くその必要はないというふうに考えているのですか。

○町長（貞村英之君） ただ質問されたのですが、無医村という言い方がどうなのかわかりませんが、無医村なのか、20分あれば病院があるわけですから、行政区域では確かに無医村かもしれませんが、20分あれば何とか、もっとそういうところいっぱいあるわけですから、無医村という言い方がどうなのか、私は疑問が残るところでございます。

それから、総合診療医、先生の中に医大の地域医療総合講座の教授やられた方1人おりますが、総合診療医だから全てというわけではなくて、振り分け医というような言い方も大学病院でしていますし、今いるお医者さんが総合診療医ではないから診れないというわけでもないし、教授クラスがかなり連なっておりますし、わざわざ小樽からこの先生に診てもらいたいと来ている方も何名か知っていますし、専門医として形が変わった、いい体制なのかなど。不安あるのかもしれませんが、今のところこの方法しかなかったわけでございますので、何とかこの方法で定着していきたいと考えているところでございます。

また、入院施設をということでございますが、前も入院施設稼働していなかったわけですから、まずは町民の病気を診ることから始めて、必要であれば2次医療にスムーズに送るという、これも一つの医療と私は考えております。

それから、現体制に反対している人が特会というのも何かおかしいなと思いますが、一般会計だってちゃんと収支はわかるようにできますので、そこら辺は別に気にしていないところでございますし、完全にこの状態が定着したなら検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 前任の恵尚会と違うところは、指定管理制度でやっていたのです。だから、一般会計でというのはわかるのですけれども、今完全に町の直営ですよね。だから言っているのです。ぜひとも一目瞭然にわかるようにしていただきたいということです。

それから、次に移ります。特養について伺います。前任者までの議会との共通認識でもありましたけれども、入院ベッドを抱えた診療所の継続と、それからそれを前提とした特養の設置というのがある面セットでありました。診療所のほうが貞村町長によって崩されている状況になっておりますけれども、特養のほうについては前任者と交渉を続けていた医療法人と一緒にお話を伺ってきているという説明がありましたね。前任者の議会での言ですけども、その医療法人の経営計画がまだ策定中ということで、すぐやりますとかという返事ではなくて、それが決まったら法人として古平町にかかわるかどうか、優先的に古平町にという、そういう説明であったのです。貞村町長になって、その医療法人との関係がどのようになっているのか伺いたい。立ち消えになっているのか、継続して交渉を続けていらっしゃるのか、重要な問題ですので、お伺いします。

○町長（貞村英之君） 医療法人が社会福祉事業をやるわけないので、医療法人、何のことを言っているのかよくわかりませんので。

○3番（真貝政昭君） 失礼しました。

介護関係の法人です。

○町長（貞村英之君） 社会福祉法人のことだとしたら前町長から引き継いでおりますし、その時点でも何ら進展はなかったはずですが、現在も同じ状態です。町長かわってから5回ぐらい行っていると思うのですが、行っているのは最高責任者がもとの上司だったものですから行っていたわけですが、そういうことで内面のことを聞きますと全く進展していなかったということは聞いております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） そのような状態の中で平成31年度、32年度のうちに33年度以降の介護計画の中に突っ込むことができないというのであれば、介護関係の引き受けてくれそうな法人探しというのは当然努力されてしかるべきだと思いますが、そのお考えはないのでしょうか。

○町長（貞村英之君） まだ介護保険事業計画策定しておりませんので、特養をやる、やらないの話はまだそこまで至っておりません。8期計画の中でやる方向にいくのであれば、ある程度社会福祉法人知っているところとか、つながりあるところ、希望あるところを受けていきたいなと思っていますところがございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 特養については、町長次第なのです。

次の老人性難聴者の補聴器購入に対する助成について伺います。老人性難聴者の補聴器の購入は実費負担で約3万円から20万円しますということです。これは、片耳です。両耳になると倍になるのですけれども、日常生活の不便さについて、国会でのやりとりを議事録を見ますと、国の認識、理解もほど遠い状況にあります。それで、実際として助成制度を設けて、当面古平町でも対応して全国的なそういう流れに持っていくべきではないかというふうに考えているのですけれども、町長はどのようにお考えか伺います。

○町長（貞村英之君） 本件につきましては、先ほど国に対して意見書、公費の助成と伺いますか、公共的な助成の意見書を出しておりますので、それで十分足りるのかなと私は思っております。公共的な要望しておきながら、町単独でどうのこうのできる状態ではないので、そこら辺は今時点では単独でやることは考えておりません。

○3番（真貝政昭君） こういう国の助成制度を求めながら、各自治体で独自に事を進めるというのは、これは今までも進められている常識的なことです。ちなみに、赤井川村では1件当たり3万円の村助成をしております。ほかの全国的な自治体を見ますと、まだ少ないですけれども、軽度の老人性難聴者に対しては助成制度を設けて独自にやっております。国に助成制度を求めながら自治体でやるのはちょっとおかしな話というのは、これはおかしな話です。改めて伺います。

○町長（貞村英之君） 一疾患に対して、このような単独で助成できるような状態ではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（堀 清君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第27 議員の派遣について

○議長（堀 清君） 日程第27、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第125条第2項の規定によって、お手元にお配りしました議員派遣の件についてお諮りいたします。配付資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時51分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りいたします。

ただいま意見案第2号から第7号までの意見書並びに各委員会の閉会中の継続審査・調査の申出書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号から第7号までの意見書並びに各委員会の閉会中の継続審査・調査申出書を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第1 意見案第2号

○議長（堀 清君） それでは、追加日程第1、意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。
意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第3号

○議長（堀 清君） 追加日程第2、意見案第3号 「国の責任による35人以下学級の前進」を
求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決しました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。
意見案第3号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第4号

○議長（堀 清君） 追加日程第3、意見案第4号 「給食費の無償化」を求める意見書を議題
とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 「給食費の無償化」を求める意見書について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 意見案第5号

○議長（堀 清君） 追加日程第4、意見案第5号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第5号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見案第6号

○議長（堀 清君） 追加日程第5、意見案第6号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第6号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 意見案第7号

○議長（堀 清君） 追加日程第6、意見案第7号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第7号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第7 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第7、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎追加日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第8、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第9、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 追加日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 追加日程第11、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時07分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員